

# ノーリツ鋼機グループ調達ガイドライン

第1版

ノーリツ鋼機株式会社

制定：2025年1月

## はじめに

ノーリツ鋼機グループは、ここ十数年で迎えた急速かつ急激な社会の変化に実直に向き合い、世の中から広く求められ、社会の基盤となるような事業の創出に挑戦してきました。今後、ますます深刻化していく社会課題や地球環境課題に対応し、私たちのミッションである「社会と人々に豊かさを」を具現化していくうえで必要と考える課題を4つのマテリアリティとして特定し、経営と統合したサステナビリティの推進を図っています。

### 【マテリアリティ概念図】



当社グループでは、上記マテリアリティの1つに「環境・社会に配慮したサプライチェーン体制の整備」を置き、仕入先や製造委託先等のお取引先様との相互理解と信頼関係を大切に、相互発展を目指しながらサプライチェーンにおけるリスクを低減し、環境・社会に配慮した健全なサプライチェーンの構築に取り組んでいます。2022年7月には、環境・社会に配慮したサプライチェーン体制を整備するうえで重要と考える事項をまとめた「ノーリツ鋼機グループ調達方針」を制定し、お取引先様への周知・理解を進めています。

#### 01.法令遵守

私たちは、取引を行う国及び地域で適用される法令を遵守し、国際規範（国連グローバル・コンパクト 10 原則、ISO26000 等）を尊重した公正・公平な調達活動を推進します。

#### 02.サプライヤーの選定

私たちは、品質と安全性を重視し、価格、納期、技術力を含めて総合的に勘案し、サプライヤーを選定します。

#### 03.情報セキュリティ

私たちは、ノーリツ鋼機グループの「情報セキュリティ方針」に則り、調達活動を通じて知り得た機密情報については、厳格に管理し、守秘義務を遵守します。

#### 04.環境への配慮

私たちは、環境保全の重要性を認識し、地球環境に配慮した調達活動を推進します。

#### 05.人権・労働・安全衛生への配慮

私たちは、ノーリツ鋼機グループの「人権方針」に則り、基本的人権を尊重し、労働環境や安全衛生に配慮した調達活動を推進します。

#### 06.良好な取引関係の構築

私たちは、サプライヤーとの相互理解と信頼関係を大切にし、相互発展を目指します。

この度、同方針に基づいた調達活動をさらに前進させることを目的として、当社グループの事業に関わるお取引先様に遵守・実践いただきたい行動の基準・考え方について具体的にまとめた「ノーリツ鋼機グループ調達ガイドライン」を制定いたしました。

お取引先様におかれましては、貴社及び親会社、子会社、関連会社で働く全ての役員・労働者を対象とする本ガイドラインをご理解、ご賛同いただくとともに、貴社のお取引先様（当社グループにとっての二次以降サプライヤー）に対してもご周知いただき、本ガイドラインに記載されている各項目の遵守にご協力いただきますようお願いいたします。



ノーリツ鋼機株式会社  
代表取締役 CEO  
岩切 隆吉

## 「ノーリツ鋼機グループ調達ガイドライン」について

本ガイドラインは、ノーリツ鋼機グループで制定する下記方針に基づいています。

-[調達方針](#)

-[行動規範](#)

-[人権方針](#)

-[品質管理方針](#)

-[責任ある鉱物調達方針](#)

-[腐敗・贈収賄防止方針](#)

-[情報セキュリティ方針](#)

また、本ガイドラインの制定に際しては、以下を参考としています。

-Responsible Business Alliance「RBA 行動規範（バージョン 8.0）」

-電子情報技術産業協会（JEITA）「責任ある企業行動ガイドライン」

なお、本ガイドラインは、今後国際的な動向や社会的要請を踏まえて改定していくものとします。

## お取引様へのお願い

ノーリツ鋼機グループは、お取引先様が本ガイドラインに記載されている各内容と、事業活動を行う各国・地域に適用される全ての法令を遵守し、さらに国際規範、業界基準、国連による貿易制裁や制限を遵守することにも最善を尽くすことを期待します。加えて、当社グループは、本ガイドラインの遵守状況に関して、お取引先様に自己評価アンケート、内外の監査機関による監査等を通じて確認します。是正が必要な場合、当社グループは、お取引先様が、効果的かつ迅速に不遵守を改善するための期限付き是正措置計画に合意し、同計画に基づき是正措置を実施することを期待します。容認できない事項に対し、お取引先様が是正する意思を示さない場合、当社グループは、取引中止を含めお取引先様との取引を見直す可能性があります。

## 「ノーリツ鋼機グループ調達ガイドライン」目次

### 01. 労働

- 1) 強制労働の禁止
- 2) 児童労働の禁止と若年労働者への配慮
- 3) 労働時間
- 4) 賃金及び福利厚生
- 5) 差別及びハラスメントの排除と人道的待遇
- 6) 結社の自由及び団体交渉

### 02. 安全衛生

- 1) 労働安全
- 2) 緊急時への備え
- 3) 労働災害及び疾病
- 4) 産業衛生
- 5) 身体に負荷のかかる作業
- 6) 機械の安全対策
- 7) 衛生設備、食事、住居
- 8) 安全衛生のコミュニケーション
- 9) 労働者の健康管理

### 03. 環境

- 1) 環境許可証と報告
- 2) エネルギー消費及び温室効果ガスの排出削減
- 3) 資源の有効活用、汚染防止と廃棄物削減
- 4) 大気への排出
- 5) 水の管理
- 6) 有害物質の管理
- 7) 製品含有化学物質の管理

### 04. 倫理

- 1) 腐敗防止
- 2) 情報の開示
- 3) 公正なビジネス、広告及び競争
- 4) 知的財産
- 5) 責任ある鉱物調達
- 6) 適切な輸出入管理

## 05. 品質・安全性

- 1) 製品の安全性の確保
- 2) 品質管理
- 3) 正確な製品・サービス情報の提供

## 06. 情報管理

- 1) プライバシー
- 2) 機密情報の漏洩防止
- 3) 情報セキュリティ

## 07. 事業継続計画

## 08. マネジメントシステム

- 1) 企業のコミットメント（方針の策定と公開）
- 2) 経営者の説明責任と責任
- 3) 法的及び顧客の要求事項
- 4) リスク評価とリスク管理
- 5) 改善目標
- 6) トレーニング
- 7) コミュニケーション
- 8) 苦情処理メカニズムの整備
- 9) 監査及び評価
- 10) 是正措置プロセス
- 11) 文書化と記録
- 12) 取引先の責任

## 09. 同意確認

## 01. 労働

事業活動を行う各国・地域に適用される全ての人権に関連する法令を遵守することのみならず、国際的な人権基準を参照し、労働者の人権を尊重してください。本ガイドラインにおいて、労働者とは、正規雇用者、臨時雇用者、移民労働者、学生労働者、間接雇用者やその他の就労形態の労働者を含む全ての労働者を指します。

### 1) 強制労働の禁止

全ての労働者をその自由意思において雇用し、あらゆる形態の強制的な労働を容認してはいけません。また、労働者の離職や雇用を自ら終了する権利を保障してください。

#### 【具体的な取組事項】

- 拘束（債務による拘束を含む）または拘留労働、非自発的または搾取的囚人労働、奴隷または人身売買を含むあらゆる形態の強制的な労働力を用いてはいけません。
- 労働者の寮や住居への出入り、並びに職場や会社が提供する施設における労働者の移動の自由に不合理な制約を課してはいけません。
- 全ての労働者には、母国語または労働者が理解できる言語で、雇用条件を記載した書面による雇用契約書を提供する必要があります。外国人移民労働者に対しては、労働者が出身国を出発する前に雇用契約書を提供し、就業国に到着後、現地の法律を満たし、同等またはより良い条件を提供するために変更される場合を除き、雇用契約書の差し替えまたは変更を行ってはいけません。
- 労働者は、合理的な通告がなされれば、違約金なしにいつでも自由に離職し、または雇用を終了することができるものとし、その旨は雇用契約に明記されなければいけません。
- 労働者の政府発行の身分証明書、パスポート、または労働許可証等、身分を証明する書類または出入国管理書類を保持、または破棄、隠匿、没収してはいけません。
- 労働者から、就職斡旋手数料または雇用に関わるその他手数料を徴収してはいけません。

### 2) 児童労働の禁止と若年労働者への配慮

最低就業年齢に満たない児童を雇用してはいけません。18歳未満の若年労働者の健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させてはいけません。

#### 【具体的な取組事項】

- いかなる製造段階においても児童を雇用してはいけません。「児童」とは、15歳、または義務教育を修了する年齢、もしくは該当国の最低就労年齢のうち、最も高い年齢に満たない者を指します。
- 雇用時に、効果的な手順での年齢確認の手段を定めてください。

- 18歳未満の労働者（若年労働者）を、夜勤や時間外勤務を含む、健康や安全が危険にさらされる可能性がある業務に従事させてはいけません。
- 学生労働者に対し、適用される法令や規制に則った管理を行ってください。また、全ての学生労働者に適切な支援と教育訓練を提供してください。

### 3) 労働時間

労働者の長時間労働（過重労働）の防止に努め、労働者の働く地域の法定限度を超えないよう、労働者の労働時間・休日・休暇を適切に管理してください。

#### 【具体的な取組事項】

- 事業活動を行う国・地域において適用される労働時間に関する全ての法令を遵守してください。該当する法令がない場合、国際労働機関（ILO）の定めに従ってください。
- 時間外労働を行う場合は、現地の関連法令を遵守し、上司の指示のもと合意のうえ、行ってください。労働者には、7日間に1日以上の日を休ませてください。
- 現地の関連法令に定められた有給休暇、休日出勤に対する振替休日の提供を行ってください。

### 4) 賃金及び福利厚生

労働者に支払われる報酬（最低賃金、残業代、および法的に義務付けられた手当や賃金控除を含む）に、適用される全ての法規制を遵守してください。また、生活に必要なものを賄うことができる水準の賃金（生活賃金）の実現に努めてください。

#### 【具体的な取組事項】

- 最低賃金、時間外労働、および法令で義務付けられている福利厚生に関連する法律を含め、事業活動を行う国・地域において適用される賃金に関する全ての法令を遵守してください。
- 同一労働・同一資格の労働者には、同一賃金を設定してください。
- 懲戒・懲罰処分としての賃金控除及び現地の関連法令を逸脱した賃金控除を行わないでください。
- 実施した労働に対する正確な報酬を確認するのに十分な情報が記載された適時かつ理解しやすい賃金明細書を労働者に提供してください。

### 5) 差別及びハラスメントの排除と人道的待遇

労働者の人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメント（嫌がらせ）等の非人道的な扱い、並びにそのような可能性のある行為を労働者に行ってははいけません。また、雇用及び職業に関するあらゆる形態の差別及びハラスメントを禁止し、適切な防止対策を行ってください。



#### 【具体的な取組事項】

- 労働者に対する暴力、性別に基づく暴力、セクシャルハラスメント、性的虐待、体罰、精神的もしくは肉体的な抑圧、いじめ、公衆の面前での辱め、または言葉による虐待などの不快な、または非人道的な扱い及びそのような可能性のある行為は一切行ってはいけません。
- 国籍、人種、民族、宗教、信条、性別、年齢、障がい、性自認、性的指向、雇用形態、その他各国・各地域の法令で保護されている特性による差別や、個人の尊厳を損なう行為をしてはいけません。また、それにより採用・昇進・報酬・研修受講等の機会や処遇に差を設けることや嫌がらせをしてはいけません。
- 懲戒方針および手順を明確に定め、非人道的扱いの事実を把握するために、相談・通報窓口を設け、労働者に周知してください。
- 宗教的慣習を含む民族特有の慣習をもつ労働者や障がいをもつ労働者に対して、合理的な便宜を図ってください。
- 労働者または採用の可能性のある労働者に、差別的に使用される可能性がある医療検査または身体検査を受けさせてはいけません。

#### 6) 結社の自由及び団体交渉

事業活動を行う国・地域において適用される法令に従い、労働者の結社の自由と団体交渉の権利を尊重してください。労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段としての団体交渉権を尊重してください。

#### 【具体的な取組事項】

- 労働者が報復、脅迫、嫌がらせを受けることなく労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段として結社する自由、抗議行動を行う自由、労働組合等に加わる自由の権利を尊重する必要があります。
- 団体交渉を目的とする労働者代表を承認し、雇用者側と労働者側との自主的な交渉を促進し、雇用者側は正当な理由がない場合、団体交渉を拒否してはいけません。

## 02. 安全衛生

関連法規制を遵守するのみならず、ILO の安全衛生ガイドライン等に留意し、労働者の業務に伴う怪我や心身の病気を最小限に抑え安全で衛生的な労働環境を整備してください。

### 1) 労働安全

職務上の安全に対するリスクを特定・評価し、適切な設計や技術・管理手段をもって安全の確保に努めてください。また、妊娠中及び授乳期間中の女性労働者への合理的な配慮を行ってください。

#### 【具体的な取組事項】

- 職場における労働者の健康及び安全に対するリスクを特定・評価し、リスクの除去・低減措置及び安全対策（ロックアウト、タグアウト等）を行ってください。
- 適切な設計や技術・管理手段によっても職場のリスクが十分に管理できない場合は、代わりに労働者に適切な個人保護具を無償提供してください。
- 妊娠中の女性労働者及び授乳期間中の女性労働者に対して労働安全衛生上の配慮をし、高い危険性のある職場への就業を制限してください。また、育児中の女性労働者に対して、必要に応じて適切な施設（授乳・搾乳するための清潔で安全な場所等）を提供してください。

### 2) 緊急時への備え

人命・身体の安全を損なう災害・事故などの緊急事態に備え、発生の可能性も含めて特定し、労働者および資産の被害が最小限となる緊急対策時の行動手順の作成、必要な設備などの設置、災害時にその行動がとれるように教育・訓練を行ってください。

#### 【具体的な取組事項】

- 緊急時の報告、労働者への通知、避難方法の明確化、避難施設の設置、分かり易く障害物のない出口、緊急医療品の備蓄、火災検知システムの設置、消火器の設置、外部通信手段の確保、復旧計画を含む緊急対応策を整備してください。
- 全ての労働者を対象に、年に1回あるいは適用される関連法令で求める頻度のいずれか厳しい条件で避難訓練を計画し実行してください。

### 3) 労働災害および疾病

労働災害及び労働疾病の状況を把握し、適切な対策を講じてください。

#### 【具体的な取組事項】

- 労働者による通報の促進、災害・疾病の分類や記録、必要に応じた治療の提供、災害・疾病の調査、原因排除に向けた是正対策を実行してください。
- 労働者の職場復帰を促進する制度を定め、運用してください。
- 適用される関連法令の定めに応じて、行政に対する必要な手続き（労災保険への加入等も含む）を行ってください。
- 差し迫った危険に対して、労働者が報復の恐れなく、職場から離れることを許可してください。

### 4) 産業衛生

職場において、人体に有害な生物的・化学的・物理的な影響に労働者が接する状況を特定・評価し、適切な管理を行ってください。

#### 【具体的な取組事項】

- 煤煙、蒸気、粉塵等や、毒劇物、放射線、慢性病を引き起こす物質（鉛、アスベスト等）、騒音や悪臭等に対する労働者への健康や安全に対するリスクを特定・評価し、リスクの除去・低減措置及び管理的対策（労働者への教育、ジョブローテーション）等を行ってください。
- 設計や技術・管理手段によっても労働者への健康や安全に対するリスクが適切に管理できない場合は、代わりに労働者に適切な個人保護具を無償提供してください。

### 5) 身体に負荷のかかる作業

身体的に負荷のかかる作業を特定・評価し、災害・疾病に繋がらないよう適切に管理を行ってください。

#### 【具体的な取組事項】

- 手作業による原材料の取り扱い、手動での重量物運搬作業等の重労働、力が必要な組み立て作業、長時間にわたる立ち作業、データ入力等の長時間にわたる反復作業等、労働者の身体に負担のかかる作業を特定・評価し、作業環境の改善等の管理を行ってください。

### 6) 機械の安全対策

労働者が業務上で使用する機械装置に安全上のリスクがないか評価し、適切な安全対策を行ってください。

#### 【具体的な取組事項】

- 機械装置の使用により、労働者が就業中に発生する事故や健康障害をもたらす可能性がある場合、安全機構（フェイルセーフ、インターロック等）の採用、安全装置や防護壁等の設置及び機械装置の定期的な検査と保全を行ってください。

### 7) 衛生設備、食事、住居

労働者のために提供される施設（寮・食堂・トイレ等）の安全衛生を適切に確保してください。

#### 【具体的な取組事項】

- 労働者に清潔なトイレと安全な飲料水を提供してください。
- 労働者に食堂やその他の飲食施設を提供している場合、衛生的な環境で調理、保存された食品を提供し、食事場所を衛生的に管理してください。
- 労働者の生活のために提供される施設（寮等）は、火災対策を行い、緊急避難口を確保し、個人所持品の安全な保管設備と十分な広さ、照明や換気等の適切な環境を提供してください。

## 8) 安全衛生のコミュニケーション

労働者が被る可能性のある職務上の危険について、適切な安全衛生情報の教育・訓練を労働者が理解できる言葉・方法で提供してください。また、労働者から安全に関わる意見をフィードバックする仕組みを構築します。

### 【具体的な取組事項】

- 機械、電気、化学物質、火災及び物理的危険等の職場の危険箇所に対して提供される安全衛生関連の情報は、施設内に明確に掲示するか、労働者がアクセスできる場所に配置し、労働者へ周知、啓発を行ってください。
- 安全衛生関連の情報は、労働者の母国語または理解できる言語で、労働者が作業に従事する前に提供し、作業開始後も定期的に教育・訓練を実施してください。
- 労働者が報復の恐れなく健康や安全に関する懸念を提起できる仕組みを確立してください。

## 9) 労働者の健康管理

全ての労働者に対し、適切な健康管理を行ってください。

### 【具体的な取組事項】

- 適用される関連法令に定める健康診断等を実施し、労働者の疾病の予防と早期発見を図ってください。
- 過重労働による健康被害の防止やメンタルヘルス等のケアについても十分な配慮を行ってください。

## 03.環境

関係する地域の人々の健康と安全の確保を最優先とし、気候変動、環境汚染、資源の枯渇等の地球環境への負荷を抑える施策を積極的に進めてください。

### 1) 環境許可証と報告

事業活動を行う国・地域において適用される関連法令や規制に従い、事業に必要な許認可・承認を取得し、要求された運用及び報告に関する要件を遵守してください。

#### 【具体的な取組事項】

- 必要とされる全ての環境許可証（排出のモニタリング等）、認可書及び登録書を取得・維持し、最新の状態で保持し、その運用および報告に関する要件を遵守してください。
- 事業に用いる化学物質に応じて、毒物・劇物管理、特定化学物質管理、危険物管理等の責任者を設置する義務が発生することを認識し、関連法令等を遵守してください。
- 事業内容や工場立地に応じて、環境影響評価や危険物取扱施設等に関する行政の許認可が必要なことを認識し、関連法令等を遵守してください。

## 2) エネルギー消費及び温室効果ガスの排出削減

エネルギー効率の改善に努め、エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の継続的な削減を実行してください。

### 【具体的な取組事項】

- エネルギー効率の改善(省エネ)活動や温室効果ガス排出量の継続的な削減に取り組むため、削減目標を設定し、計画を立案し、確実に実行してください。
- エネルギー消費量及び関連する温室効果ガスの排出量を把握・記録し、文書化して情報公開を行ってください。
- 温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFCs、PFCs、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の7種類の物質群を指します。

## 3) 資源の有効活用、汚染防止と廃棄物削減

法規制を遵守し、適切な管理を行うことにより、リデュース(削減)、リユース(再利用)、リサイクル(再資源化)を推進し、資源の有効活用を図り、発生する廃棄物を最小限に抑えてください。また、発生する汚染物質の抑制や除去により汚染防止に取り組んでください。

### 【具体的な取組事項】

- 天然資源(水、化石燃料、鉱物、原生林等)は、材料の代替、再資源化や再利用、製造・メンテナンス・設備の稼働方法やプロセスの改善等により使用量を最小限に抑える活動を行ってください。
- 汚染物質及び廃棄物は発生源の抑制または汚染を防止する設備の導入、製造・メンテナンス・設備の稼働方法やプロセスの改善等により発生を最小限に抑えるまたは除去する活動を行ってください。
- 関連法令や規制を遵守し、有害の有無にかかわらず、廃棄物の特定、分類、保管、移動、処分に関する規程を定め運用管理を行ってください。

## 4) 大気への排出

関連法令や規制を遵守し、有害な物質の大気への排出を削減するための適切な対策を実施してください。

### 【具体的な取組事項】

- 有害物質(揮発性の有機化合物、エアロゾル、腐食性物質、微粒子、オゾン層破壊物質、燃焼の副生成物等)は大気へ排出する前に内容の分析を行い、その結果に基づいて必要な処理を施した後に排出してください。
- オゾン層破壊物質は、モントリオール議定書及び適用される関連法令や規制に従って管理してください。

## 5) 水の管理

関連法令や規制を遵守し、使用する水の水源、使用、排出をモニタリングし、節水を推進してください。

### 【具体的な取組事項】

- 水源、水使用量、排水量を把握、監視するとともに、節水や水の再利用を行い、水資源の保全に取り組んでください。
- あらゆる廃水は、排出または廃棄する前に、必要に応じて特性を評価し、監視、制御、処理を実施してください。
- 水汚染を発生させる可能性のある汚染源を特定し、適切な管理を行ってください。

## 6) 有害物質の管理

関連法令や規制を遵守し、人体や環境に対して有害な化学物質や廃棄物及びその他の物質を特定し、適切な管理を行ってください。

### 【具体的な取組事項】

- 人体や環境に対して有害な化学物質、廃棄物及びその他の物質は、特定、ラベリングを行い、安全な取り扱い、輸送、保管、使用、再資源化または再利用及び廃棄を確実にするよう管理してください。
- 有害廃棄物の委託先処分業者・運搬業者が契約条件に従った処理を行っているかを定期的に評価してください。

## 7) 製品含有化学物質の管理

製品や製造工程で使用される部品・材料の化学物質管理は、特定の物質の使用禁止または制限に関して適用される関連法令や規制及び顧客要求を遵守してください。

### 【具体的な取組事項】

- 適用される関連法令や規制で含有禁止に指定された化学物質を製品に含有してはならないことに加え、必要とされる表示義務を遵守することや試験評価を行い、管理を行ってください。
- 製品及び製造工程で用いる化学物質は適用される関連法令や規制の遵守はもとより、顧客要求事項も遵守してください。

## 04. 倫理

ビジネスのあらゆる側面において、最高水準の倫理感に基づき行動してください。事業を行う国・地域における関連法令の内容を十分に理解し、これを遵守するのみならず、国際行動規範を尊重してください。また、企業倫理、法令遵守の体制を構築し、周知・啓発を行い、遵守状況を監視してください。

## 1) 腐敗防止

事業活動を行う各国・地域に適用される全ての関連法令、規則、ガイドライン等を十分に理解・遵守し、あらゆる形態の腐敗・贈収賄行為に関与することを許容してはいけません。

### 【具体的な取組事項】

- 適用される全ての腐敗・贈収賄防止関連法令、規則、ガイドライン等を十分に理解・遵守するとともに、腐敗行為を一切容認しない方針を策定し、周知・啓発を行い、遵守状況を監視してください。
- 腐敗行為とは、権限を濫用して不正な利益を得るあらゆる行為を指し、法令や社会通念に反する過大な接待・贈答品、その他便益の授受等の贈収賄行為（ファシリテーション・ペイメントを含む）、リベートやキックバックの不正收受等の横領行為、不正な手段による競争制限行為、司法妨害行為、政治家個人への献金、政治団体・政党への法律で許容された範囲を超える金額の寄付、強要、詐欺、資金洗浄等を含みます。

## 2) 情報の開示

適用される関連法令と業界慣行に従い、ステークホルダーに対して事業活動及び製品・サービスに関する情報を積極的に開示してください。

### 【具体的な取組事項】

- ステークホルダーに対する情報提供・開示内容には、事業活動の内容、財務状況、業績、ESG（環境、社会、ガバナンス）情報、製品・サービスに関する情報等があります。これらの情報に関して、適用される関連法令と業界慣行に従って開示してください。
- 記録の改ざんや虚偽の表示、虚偽の情報開示を行ってはいけません。

## 3) 公正なビジネス、広告及び競争

いかなる状況においても不正な手段による競争制限行為を行わず、公正で自由な競争を行ってください。

### 【具体的な取組事項】

- 適用される国・地域の競争法（日本国内の場合、独占禁止法や下請法等）を遵守して、カルテル・入札談合等の競争制限的合意、不公正な取引、不当表示等の公正な競争を阻害する行為を行わないでください。
- 調達取引は、契約等をベースにして誠実かつ公平・公正に行い、購入者や委託者という立場を利用して、仕入先等との取引条件を一方向的に決定・変更する等、不合理な要求や義務を課す優越的地位の濫用行為は行わないでください。
- 他社の営業秘密を違法な方法で入手し利用することや、他社製品に関し虚偽の表示や顧客に誤解を生じさせるような表示を行う等、不正競争行為は行わないでください。
- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、毅然とした態度で臨み、取引等一切の関係を排除してください。

#### 4) 知的財産

自社の知的財産を保護するとともに、他者の知的財産権を尊重し侵害しないでください。

##### 【具体的な取組事項】

- 知的財産とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密等を指します。
- 他者の知的財産権を侵害する形で技術やノウハウを利用したり、移転したりしないでください。
- 製品、サービスの開発・生産・販売・提供等を行う場合、他者の知的財産権の事前調査を十分行い、正当な理由のある場合を除き、他者の知的財産の無断使用をしないでください。

#### 5) 責任ある鉱物調達

紛争地域及び高リスク地域において不当な方法で産出された鉱物や、当該鉱物を原材料とする部品を製品に使用してはいけません。

##### 【具体的な取組事項】

- 責任ある鉱物調達に関する方針を策定し、製造している製品に含まれるタンタル、錫、タングステン、金、及びコバルト等の鉱物が、紛争地域及び高リスク地域で深刻な人権侵害、環境破壊、汚職、紛争等を引き起こす、またはそれらに加担していないかを明確にするためのデュー・ディリジェンスを推進してください。
- 方針の策定及びデュー・ディリジェンスは、経済協力開発機構（OECD）が定める「紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」または同等の枠組みを参考に行ってください。

#### 6) 適切な輸出入管理

法令等で規制される技術や物品の輸出入に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出入手続きを行ってください。

##### 【具体的な取組事項】

- 国際合意（ワッセナー・アレンジメント等）に基づく法令等で輸出入に関する規制のある部品・製品・技術・設備・ソフトウェア等については、適切な輸出入の手続き（監督官庁等の許可取得等）を行ってください。

### 05. 品質・安全性

#### 1) 製品の安全性の確保

製品が各国の法令等で定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たしてください。



#### 【具体的な取組事項】

- 十分な製品の安全性を確保できる設計を行い、製造者としての責任を果たしてください。製品安全性に関して、法令・規制で定められた要求事項の遵守はもとより、社会から求められる安全性についても配慮してください。
- 製品の安全性確保には、トレーサビリティ（標準類・材料・部品・工程等の履歴）等の管理及び問題解決に向けた迅速な対応を行ってください。

### 2) 品質管理

製品・サービスの品質に関して適用される、全ての法規制を遵守するのみならず、自らの品質基準、顧客要求事項を遵守してください。

#### 【具体的な取組事項】

- 自らの品質基準、顧客要求事項を管理し遵守するための適切な仕組みを導入し、ISO9001 認証等の品質マネジメントシステムに関する第三者認証の取得に努めてください。
- 品質記録を改ざんできないシステムの構築に努めてください。

### 3) 正確な製品・サービス情報の提供

製品・サービスに関する正確で誤解を与えない情報を提供してください。

#### 【具体的な取組事項】

- 製品やサービスに関するカタログ等の表示及び広告宣伝においては、事実と異なる表現や、消費者や顧客に内容を誤認させる表現を行わないでください。
- 製品に使用されている部材・部品の含有物質等の正確な情報を開示してください。

## 06. 情報管理

### 1) プライバシー

顧客、取引先、消費者、労働者等の個人情報を適切に管理・保護してください。

#### 【具体的な取組事項】

- 個人情報とは、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。
- 個人情報の収集、使用、保存、移転及び共有においては、適用される個人情報保護に関する法令を遵守してください。
- 個人情報を不正又は不当に取得、使用、開示又は漏洩してはいけません。

### 2) 機密情報の漏洩防止

自社のみならず、顧客や第三者から受領した機密情報を、適切に管理し、保護してください。

#### 【具体的な取組事項】

- 機密情報とは、一般的に、機密である旨が合意されている文書等（電磁的・光学的に記録されたデータ情報を含む）により開示された情報や、機密である旨を告知したうえで口頭にて開示された情報を指します。
- 機密情報を不正又は不当に取得、使用、開示又は漏洩しないください。
- 自社並びに顧客や第三者から受領した機密情報を管理・保護するために、適切な仕組みを導入し、周知・啓発を行って監視してください。

### 3) 情報セキュリティ

情報機器その他の情報システムの使用にあたっては、セキュリティに関する規則等を遵守し、情報の漏洩を防止するとともに、サイバー攻撃等の外部からの侵害行為に対する防御策を講じて、自社および他者に被害を与えないように管理してください。

#### 【具体的な取組事項】

- サイバー攻撃とは、例えば、標的型メールなどによるマルウェア感染や悪意あるサイトへの誘導などにより、個人情報、顧客情報、取引先情報、機密情報等の営業秘密の流出や、重要ファイルを暗号化される等の被害を与える行為を指します。
- インターネットに接続されたパソコンがコンピュータウイルス等に感染した場合、業務停滞や信用失墜等の重大な損失を招くことがあります。従って、コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対して、社内外に影響を与えないための対策を講じてください。

## 07. 事業継続計画

大規模自然災害、事故や広域伝染病・感染症等の発生・蔓延により事業継続が阻害される事態に備え、事業継続計画（BCP）を策定し、重要な事業を早期に復旧させ、製品を安定供給するための体制を構築してください。

#### 【具体的な取組事項】

- 事業継続を阻害するリスクを特定・評価し、事業への影響の精査と中長期的に必要な事前対策、その取り組み状況をまとめた事業継続計画（BCP）を策定してください。
- 想定される被害からの復旧が長期化することを想定した代替手段の確保にも努めてください。
- 事業継続計画に沿って事業を早期に復旧するためのマニュアルを策定し、実際の災害等に対応できるよう、従業員に継続的な教育・訓練を提供してください。

## 08. マネジメントシステム

本ガイドラインの遵守を実現するためにマネジメントシステムを構築し、運用してください。

マネジメントシステムは、事業活動及び製品に関連する法令、顧客要求事項、本ガイドラインの要求事項への適合、本ガイドラインの内容に関するリスクの特定と発生の予防・除去・軽減を確保することを目的とします。

マネジメントシステムには、以下に示す要件を含めてください。

### **1) 企業のコミットメント（方針の策定と公開）**

経営幹部により承認された、本ガイドラインに定められた項目に関する方針を策定・公開してください。また、現地の言語及び労働者が理解できる言語で、労働者が容易に内容を理解できる手段（施設内またはイントラ等に掲示する等）で伝達してください。

### **2) 経営者の説明責任と責任**

マネジメントシステム及び関連のプログラムの実施を確保するため、会社の役員又は上級管理職を責任者に任命し、任命された管理責任者によるマネジメントレビューを定期的の実施してください。

### **3) 法的及び顧客の要求事項**

本ガイドラインの要件を含め、適用される法的要件及び顧客の要求事項を特定し、遵守状況を監視する仕組みを構築してください。

### **4) リスク評価とリスク管理**

本ガイドラインに関するリスクを特定・評価するプロセスを確立し、リスクに対応する手順の実施又は物理的制御を行ってください。

### **5) 改善目標**

本ガイドラインに関する改善目標及び実施計画を作成し、目標の達成状況を定期的に評価してください。

### **6) トレーニング**

自社の方針や関連する取組み、手順を実施するために管理者、労働者にトレーニング（教育・訓練）を実施してください。

### **7) コミュニケーション**

自社の方針や取組み、期待事項、パフォーマンス等に関して、労働者、取引先、顧客に正確に伝達するためのプロセスを確立してください。

## 8) 苦情処理メカニズムの整備

本ガイドラインに記載されている内容に関して、労働者や取引先等を含むステークホルダーが利用可能な苦情処理メカニズム（相談・通報窓口制度）を構築し、周知してください。苦情処理メカニズムは、本ガイドラインで定める要件についてフィードバックを得て、継続的改善を促進することを目的としたものでなければなりません。また、利用者が報復や仕返しを恐れることなく相談・通報できるよう、情報の秘匿性、通報者の匿名性を確保してください。

## 9) 監査及び評価

適用される関連法令、本ガイドラインの要件及び顧客要件に対する遵守状況を定期的に評価するプロセスを確立し、実行してください。

## 10) 是正措置プロセス

社内外の評価、点検、調査及び審査によって特定された不適合事項に対する是正措置プロセス（是正措置計画の策定、進捗状況の管理、是正措置後の有効性の確認）を確立し、実行してください。

## 11) 文書化と記録

適用される関連法令、自社の管理要件に基づき、文書及び記録を作成してください。個人情報や機密情報に関する記録は機密性を担保し、適切に管理してください。

## 12) 取引先の責任

自社の取引先に本ガイドラインの内容を伝達し、遵守状況を監視する仕組みを構築してください。この仕組みには、取引先との取引開始前及びその後のデュー・ディリジェンス実施や苦情処理メカニズムの整備を含みます。

## 09.同意確認

本ガイドラインに記載されている内容についてご理解・ご同意いただきましたら、以下にご署名の上、提出をお願いいたします。

貴社名 \_\_\_\_\_

署名者氏名 \_\_\_\_\_

署名者役職 \_\_\_\_\_

署名日付 \_\_\_\_\_

署名（直筆または記名+代表者印）